

国立大学法人京都大学の組織に関する規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><b>国立大学法人京都大学の組織に関する規程</b> (平成16年達示第1号)</p> <p>(前 略) (病院長)</p> <p>第43条 医学部附属病院に病院長を置き、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。</p> <p>2 病院長は、医学部教授会の議に基づき、総長が任命する。</p> <p>3 病院長の選考手続は、医学部の定めるところによる。</p> <p>4 病院長の任期は、京都大学医学部の組織に関する規程(平成16年達示第28号)の定めるところによる。</p> <p>5 第16条第5項及び第6項の規定は、病院長の場合に準用する。</p> <p>(中 略) (事務本部)</p> <p>第52条 京都大学に、法人の業務の実施に関し必要な事務を処理させるため、事務本部を置く。</p> <p>2 事務本部に置く部、課、室、監査室その他の事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 部長は、総長及び担当理事の監督の下に部の事務を処理し、課長及び室長は、上司の命を受け、課又は室の事務を処理する。ただし、監査室長は、総長の監督の下に室の事務を処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学部局長会議規程</b> (平成16年達示第5号)</p> <p>(前 略) (構成)</p> <p>第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 理事(非常勤の理事を除く。第12条第1項第2号において同じ。)</p> <p>(3) 副学長(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 研究科長</p> <p>(5) 附置研究所の長</p> <p>(6) 医学部附属病院長</p> <p>(7) 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長、地域研究統合情報センター長、フィールド科学教育研究センター長、こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(8) 高等教育研究開発推進機構長、環境安全保健機構長、国際交流推進機構長、情報環境機構長、図書館機構長及び産官学連携本部長</p> <p>(9) 物質-細胞統合システム拠点長</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学医学部附属病院規程</b> (昭和41年達示第18号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 病院に、病院長を置く。</p>	<p>(病院長)</p> <p>第43条 医学部附属病院に病院長を置き、理事又は医学研究科若しくは医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4 (同 左)</p> <p>5</p> <p>(事務本部)</p> <p>第52条 (同 左)</p> <p>2 事務本部に置く部、課、室、総長室、監査室その他の事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 部長は、総長及び担当理事の監督の下に部の事務を処理し、課長及び室長は、上司の命を受け、課又は室の事務を処理する。ただし、総長室長及び監査室長は、総長の監督の下に室の事務を処理する。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 総長が指名する副理事</p> <p>(4) 副学長(第2号に掲げる者を除く。)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8) (同 左)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>第2条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 病院長は、<u>医学研究科又は病院の専任の教授</u>をもつて充てる。</p> <p>3 病院長は、病院の院務を掌理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学物質—細胞統合システム拠点規程</b> (平成19年達示第54号)</p> <p>(前 略) (拠点長及び副拠点長)</p> <p>第3条 拠点に、拠点長及び副拠点長を置く。</p> <p>2 拠点長は、次条に定める運営協議会の議に基づき、総長が任命する。</p> <p>3 拠点長の任期は、<u>5年</u>とし、再任を妨げない。</p> <p>4 拠点長は、拠点の所務を掌理する。</p> <p>5 副拠点長は、拠点長が指名する。</p> <p>6 副拠点長の任期は、<u>5年</u>とし、再任を妨げない。ただし、指名する拠点長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>7 副拠点長は、拠点長の職務を助ける。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学カウンセリングセンター規程</b> (平成16年達示第58号)</p> <p>(前 略) (業務)</p> <p>第2条 (1)～(6) } (略)</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、カウンセリングセンターは、ハラスメントの防止対策等に関する研究を行い、その研究成果に基づき、環境安全保健機構の行う業務の支援を行うとともに、<u>人権担当の理事(次項において「担当理事」という。)</u>に対し、ハラスメントの防止等に係る対応等について、助言等を行うものとする。</p> <p>3 カウンセリングセンターは、第1項第5号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、<u>担当理事、事務本部又は関係部局</u>に対し、必要な対応を求めることができる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における情報公開制度の実施に関する規程</b> (平成13年達示第7号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条の2 本学における情報公開制度の実施に関しては、<u>法務担当の理事(以下「担当理事」という。)</u>が総括する。 (中 略) (法人文書の提出)</p> <p>第7条 文書管理者は、前条により開示請求書の写しの送付を受けたときは、当該法人文書に関し、第22条の規定に基づき権限及び事務が部局の長に専決されたものである場合を除き、当該法人文書を<u>担当理事</u>に提出しなければならない。 (委員長への連絡)</p> <p>第8条 (略) (開示等の決定)</p> <p>第9条 <u>担当理事</u>は、第4条の規定による補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日</p>	<p>2 病院長は、<u>理事又は医学研究科若しくは病院の専任の教授</u>をもつて充てる。</p> <p>3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学物質—細胞統合システム拠点規程</b> (平成19年達示第54号)</p> <p>(前 略) (拠点長及び副拠点長)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 拠点長の任期は、<u>5年以内</u>とし、再任を妨げない。</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 } (同 左)</p> <p>6 副拠点長の任期は、<u>5年以内</u>とし、再任を妨げない。ただし、指名する拠点長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>7 (同 左)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学カウンセリングセンター規程</b> (平成16年達示第58号)</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 (1)～(6) } (同 左)</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、カウンセリングセンターは、ハラスメントの防止対策等に関する研究を行い、その研究成果に基づき、環境安全保健機構の行う業務の支援を行うとともに、<u>法務・コンプライアンス担当の副学長(次項において「担当副学長」という。)</u>に対し、ハラスメントの防止等に係る対応等について、助言等を行うものとする。</p> <p>3 カウンセリングセンターは、第1項第5号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、<u>担当副学長、事務本部又は関係部局</u>に対し、必要な対応を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における情報公開制度の実施に関する規程</b> (平成13年達示第7号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条の2 本学における情報公開制度の実施に関しては、<u>法務・コンプライアンス担当の副学長(以下「担当副学長」という。)</u>が総括する。 (中 略) (法人文書の提出)</p> <p>第7条 文書管理者は、前条により開示請求書の写しの送付を受けたときは、当該法人文書に関し、第22条の規定に基づき権限及び事務が部局の長に専決されたものである場合を除き、当該法人文書を<u>担当副学長</u>に提出しなければならない。 (委員長への連絡)</p> <p>第8条 (同 左) (開示等の決定)</p> <p>第9条 <u>担当副学長</u>は、第4条の規定による補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日</p>

改 正 前	改 正 後
<p>以内に、法第5条から第8条までに定める法人文書の開示、不開示又は拒否の決定(以下「開示決定等」という。)を行うものとする。</p>	<p>日以内に、法第5条から第8条までに定める法人文書の開示、不開示又は拒否の決定(以下「開示決定等」という。)を行うものとする。</p>
<p>第10条 (略) (開示等の決定通知)</p>	<p>第10条 (同左) (開示等の決定通知)</p>
<p>第11条 担当理事は、法人文書の開示の決定を行ったときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。</p>	<p>第11条 担当副学長は、法人文書の開示の決定を行ったときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。</p>
<p>第12条 担当理事は、不開示又は拒否の決定を行ったときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。</p>	<p>第12条 担当副学長は、不開示又は拒否の決定を行ったときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。</p>
<p>(期限の延長)</p>	<p>(期限の延長)</p>
<p>第13条 担当理事は、法第10条第2項の規定により開示決定等の期限を延長するときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。</p>	<p>第13条 担当副学長は、法第10条第2項の規定により開示決定等の期限を延長するときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。</p>
<p>第14条 担当理事は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、開示決定等の期限を延長するときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。</p>	<p>第14条 担当副学長は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、開示決定等の期限を延長するときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。</p>
<p>(事案の移送)</p>	<p>(事案の移送)</p>
<p>第15条 担当理事は、法第12条第1項又は第13条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人をいう。第24条において同じ。)又は行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第3条に規定する行政機関をいう。第24条において同じ。)の長に移送するときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。</p>	<p>第15条 担当副学長は、法第12条第1項又は第13条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人をいう。第24条において同じ。)又は行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第3条に規定する行政機関をいう。第24条において同じ。)の長に移送するときは、所定の様式により、開示請求者に通知しなければならない。</p>
<p>(第三者の意見聴取等)</p>	<p>(第三者の意見聴取等)</p>
<p>第16条 法第14条第1項又は第2項の規定により、開示決定等をするに当たって第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、担当理事は、事前に所定の様式により、当該第三者に通知するものとする。</p>	<p>第16条 法第14条第1項又は第2項の規定により、開示決定等をするに当たって第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、担当副学長は、事前に所定の様式により、当該第三者に通知するものとする。</p>
<p>2 法第14条第3項の開示決定をするときは、担当理事は、開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間以上の期間を設けるとともに、開示決定後直ちに、所定の様式により、当該第三者に通知しなければならない。</p>	<p>2 法第14条第3項の開示決定をするときは、担当副学長は、開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間以上の期間を設けるとともに、開示決定後直ちに、所定の様式により、当該第三者に通知しなければならない。</p>
<p>(開示の実施)</p>	<p>(開示の実施)</p>
<p>第17条 } (略)</p>	<p>第17条 } (同左)</p>
<p>第18条 } (略)</p>	<p>第18条 } (同左)</p>
<p>第19条 閲覧による開示の実施は、開示窓口において行うものとする。ただし、法人文書の量が多量であることその他特に必要と認める場合は、担当理事は、当該法人文書を管理する部局等において開示を実施することができる。</p>	<p>第19条 閲覧による開示の実施は、開示窓口において行うものとする。ただし、法人文書の量が多量であることその他特に必要と認める場合は、担当副学長は、当該法人文書を管理する部局等において開示を実施することができる。</p>
<p>(手数料)</p>	<p>(手数料)</p>
<p>第20条 } (略)</p>	<p>第20条 } (同左)</p>
<p>2~4 } (略)</p>	<p>2~4 } (同左)</p>
<p>(開示実施手数料の減免)</p>	<p>(開示実施手数料の減免)</p>
<p>第21条 担当理事は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第21条 担当副学長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (同左)</p>
<p>3 前項の申出によるもののほか、担当理事は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認め</p>	<p>3 前項の申出によるもののほか、担当副学長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認め</p>

改 正 前	改 正 後
<p>るときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 <u>担当理事</u>は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、所定の様式により、申請者に通知するものとする。 (権限及び事務の専決)</p> <p>第22条 開示請求のあった法人文書が、部局に係る次の各号に掲げるものであるときは、<u>担当理事</u>は、第9条から第14条まで及び第16条に定める権限及び事務について当該部局の長に専決させる。 (1)～(6) (略)</p> <p>第23条 <u>担当理事</u>は、法第18条第1項の規定による異議申立てが行われ、同条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、所定の様式により、異議申立人その他法第19条各号に掲げる者(次項において「異議申立人等」という。)に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>担当理事</u>は、異議申立てに対する決定をしたときは、所定の様式により、異議申立人等に通知するものとする。 (移送された事案の取扱い)</p> <p>第24条 (略) (雑則)</p> <p>第25条 この規程に定めるもののほか、本学における情報公開制度の実施に関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が定める。</p>	<p>るときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>4 <u>担当副学長</u>は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、所定の様式により、申請者に通知するものとする。 (権限及び事務の専決)</p> <p>第22条 開示請求のあった法人文書が、部局に係る次の各号に掲げるものであるときは、<u>担当副学長</u>は、第9条から第14条まで及び第16条に定める権限及び事務について当該部局の長に専決させる。 (1)～(6) (同 左)</p> <p>第23条 <u>担当副学長</u>は、法第18条第1項の規定による異議申立てが行われ、同条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、所定の様式により、異議申立人その他法第19条各号に掲げる者(次項において「異議申立人等」という。)に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>担当副学長</u>は、異議申立てに対する決定をしたときは、所定の様式により、異議申立人等に通知するものとする。 (移送された事案の取扱い)</p> <p>第24条 (同 左) (雑則)</p> <p>第25条 この規程に定めるもののほか、本学における情報公開制度の実施に関し必要な事項は、<u>担当副学長</u>が定める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における個人情報の保護に関する規程</b> (平成17年達示第1号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2章 個人情報保護の管理体制 (総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、保有個人情報の適正な管理を行うため、総括保護管理者を置き、<u>法務担当の理事</u>をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 個人情報保護の管理体制</b> (総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、保有個人情報の適正な管理を行うため、総括保護管理者を置き、<u>法務・コンプライアンス担当の副学長</u>をもって充てる。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における公益通報者の保護等に関する規程</b> (平成18年達示第88号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2章 管理体制 (総括者)</p> <p>第3条 本学における公益通報の処理に関しては、<u>総務担当の理事</u>(以下「<u>担当理事</u>」という。)が総括する。 (通報窓口)</p> <p>第4条 } (略)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>第3章 通報処理体制等 (通報処理体制等の周知)</p> <p>第5条 <u>担当理事</u>は、通報窓口、公益通報及び公益通報に関する相談の方法その他必要な事項を職員に周知する。 (通報の受付等)</p> <p>第6条 } (略)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(通報に対する措置の検討)</p> <p>第7条 <u>担当理事</u>は、前条第1項に規定する公益通報を受けたときは、当該公益通報に関し必要な措</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 管理体制</b> (総括者)</p> <p>第3条 本学における公益通報の処理に関しては、<u>法務・コンプライアンス担当の副学長</u>(以下「<u>担当副学長</u>」という。)が総括する。 (通報窓口)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>第3章 通報処理体制等 (通報処理体制等の周知)</p> <p>第5条 <u>担当副学長</u>は、通報窓口、公益通報及び公益通報に関する相談の方法その他必要な事項を職員に周知する。 (通報の受付等)</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(通報に対する措置の検討)</p> <p>第7条 <u>担当副学長</u>は、前条第1項に規定する公益通報を受けたときは、当該公益通報に関し必要な</p>

改 正 前	改 正 後
<p>置の検討を行う。</p> <p>2 担当理事は、公益通報を受けた日から20日以内に、当該通報対象事実に係る調査の実施の有無等前項の検討の結果を当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、担当理事は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。</p> <p>3 担当理事は、前項に規定する調査を、事務本部の職員に行わせるものとする。 (中略) (調査結果の通知)</p> <p>第10条 担当理事は、調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、当該調査結果を通知するものとする。 (是正措置等)</p> <p>第11条 担当理事は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じ、又は部局の長に対し是正措置等を講じることを命じなければならない。</p> <p>2 部局の長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を担当理事に報告するものとする。</p> <p>3 担当理事は、第1項の措置を講じたとき又は前項の報告を受けたときは、当該公益通報者に対し、前条の通知に併せて是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。 (被通報者等への配慮)</p> <p>第12条 担当理事は、第10条及び前条第3項の規定により公益通報者に通知をするときは、当該公益通報に係る被通報者(その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。 (中略) (実施規定)</p> <p>第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、担当理事が定める。</p>	<p>措置の検討を行う。</p> <p>2 担当副学長は、公益通報を受けた日から20日以内に、当該通報対象事実に係る調査の実施の有無等前項の検討の結果を当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、担当副学長は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。</p> <p>3 担当副学長は、前項に規定する調査を、事務本部の職員に行わせるものとする。 (調査結果の通知)</p> <p>第10条 担当副学長は、調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、当該調査結果を通知するものとする。 (是正措置等)</p> <p>第11条 担当副学長は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じ、又は部局の長に対し是正措置等を講じることを命じなければならない。</p> <p>2 部局の長は、前項の規定により命じられた是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容、是正結果等を担当副学長に報告するものとする。</p> <p>3 担当副学長は、第1項の措置を講じたとき又は前項の報告を受けたときは、当該公益通報者に対し、前条の通知に併せて是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。 (被通報者等への配慮)</p> <p>第12条 担当副学長は、第10条及び前条第3項の規定により公益通報者に通知をするときは、当該公益通報に係る被通報者(その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。 (実施規定)</p> <p>第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、担当副学長が定める。</p>
<p>京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程 (平成15年達示第43号)</p>	
<p>(前略) (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 実施規程 情報セキュリティポリシーに基づき情報環境機構長(以下「機構長」という。)が定める京都大学情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)その他の規程、基準及び計画をいう。 (6)～(11) (対象範囲)</p> <p>第3条 (略) (1)～(6)</p> <p>2 (最高情報セキュリティ責任者)</p> <p>第4条 本学に最高情報セキュリティ責任者を置き、機構長をもって充てる。 (略) (中略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同左) (1)～(4) (5) 実施規程 情報セキュリティポリシーに基づき情報環境担当の理事(以下「担当理事」という。)が定める京都大学情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)その他の規程、基準及び計画をいう。 (6)～(11) (対象範囲)</p> <p>第3条 } (同左) (1)～(6)</p> <p>2 (最高情報セキュリティ責任者)</p> <p>第4条 本学に最高情報セキュリティ責任者を置き、担当理事をもって充てる。 (同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(情報ネットワーク危機管理委員会)</p> <p>第7条 情報ネットワークに関わる危機管理を行うため、最高情報セキュリティ責任者の下に、情報ネットワーク危機管理委員会を置く。</p> <p>2 情報ネットワーク危機管理委員会に関し必要な事項は、機構長が定める。</p> <p>(情報ネットワーク倫理委員会)</p> <p>第7条の2 情報ネットワークにおける人権侵害、著作権侵害等に該当し、又は該当するおそれのある情報の発信防止等を行うため、最高情報セキュリティ責任者の下に、情報ネットワーク倫理委員会を置く。</p> <p>2 情報ネットワーク倫理委員会に関し必要な事項は、機構長が定める。</p> <p>(部局情報セキュリティ委員会)</p> <p>第8条 } (略)</p> <p>2～7 } (略)</p> <p>第3章 情報資産の保護 (情報資産の格付け及び管理)</p> <p>第9条 部局情報セキュリティ責任者は、機構長が定める情報の格付け及び取扱制限に関する基準に基づき当該部局が管理する情報資産に対してリスク分析を行い、その結果に基づいた適切な格付けと管理を実施しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(情報ネットワーク危機管理委員会)</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>2 情報ネットワーク危機管理委員会に関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が定める。</p> <p>(情報ネットワーク倫理委員会)</p> <p>第7条の2 (同 左)</p> <p>2 情報ネットワーク倫理委員会に関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が定める。</p> <p>(部局情報セキュリティ委員会)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>2～7 } (同 左)</p> <p>第3章 情報資産の保護 (情報資産の格付け及び管理)</p> <p>第9条 部局情報セキュリティ責任者は、<u>担当理事</u>が定める情報の格付け及び取扱制限に関する基準に基づき当該部局が管理する情報資産に対してリスク分析を行い、その結果に基づいた適切な格付けと管理を実施しなければならない。</p> <p>2 (同 左)</p>
<p>京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程</p> <p>(平成17年達示第66号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(担当理事の責務)</p> <p>第3条 <u>人権担当の理事</u>(以下「担当理事」という。)は、本学におけるハラスメントの防止等に関し、総括し、研修、啓発活動その他ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(相談体制等の周知)</p> <p>第9条 <u>担当理事</u>は、全学及び各部局の相談窓口における相談等を受け付ける方法その他必要な事項を教職員及び学生等に周知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(相談員の責務等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 相談を受けた相談員は、当該相談者が希望するときは、相談者の所属する部局の長に報告するものとする。ただし、当該ハラスメントに起因する問題の内容等に部局の長が関係する場合は<u>担当理事</u>に、相談者が全学の相談窓口の相談員に相談等を行った場合において、当該相談者が希望するときは相談者の所属する部局の長又は<u>担当理事</u>に報告するものとする。</p> <p>(調査)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 部局の長は、前条の調査の状況を適切に把握して<u>担当理事</u>に報告し、<u>担当理事</u>と連携して速やかに調査を終了させるよう努めなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(調査委員会による調査)</p> <p>第13条 第10条第2項ただし書又は前条第1項</p>	<p>(担当副学長の責務)</p> <p>第3条 <u>法務・コンプライアンス担当の副学長</u>(以下「担当副学長」という。)は、本学におけるハラスメントの防止等に関し、総括し、研修、啓発活動その他ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(相談体制等の周知)</p> <p>第9条 <u>担当副学長</u>は、全学及び各部局の相談窓口における相談等を受け付ける方法その他必要な事項を教職員及び学生等に周知する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(相談員の責務等)</p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>2 相談を受けた相談員は、当該相談者が希望するときは、相談者の所属する部局の長に報告するものとする。ただし、当該ハラスメントに起因する問題の内容等に部局の長が関係する場合は<u>担当副学長</u>に、相談者が全学の相談窓口の相談員に相談等を行った場合において、当該相談者が希望するときは相談者の所属する部局の長又は<u>担当副学長</u>に報告するものとする。</p> <p>(調査)</p> <p>第11条 (同 左)</p> <p>第12条 部局の長は、前条の調査の状況を適切に把握して<u>担当副学長</u>に報告し、<u>担当副学長</u>と連携して速やかに調査を終了させるよう努めなければならない。</p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>(調査委員会による調査)</p> <p>第13条 第10条第2項ただし書又は前条第1項</p>

改 正 前	改 正 後
<p>の報告を受けた<u>担当理事</u>は、部局におけるハラスメントに起因する問題の調査が困難であると認めるときは、調査委員会を設置して調査を行わせる。</p> <p>2 前項の調査委員会は、京都大学人権委員会委員若干名及び<u>担当理事</u>が指名する者により組織する。</p> <p>3 <u>担当理事</u>は、第1項の規定による調査を行うときは、関係部局の長にあらかじめその旨を通知する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第14条 <u>担当理事</u>は、前条の調査の結果を踏まえて、当該関係部局の長と連携して必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 第12条第3項の規定は、<u>担当理事</u>の場合に準用する。この場合において、「部局の長」とあるのは「<u>担当理事</u>」と、「講じる」とあるのは「講じることを当該部局の長に要請する」と読み替えるものとする。 (秘密の保持等)</p> <p>第15条 <u>担当理事</u>、部局の長、相談員並びに部局の人権委員会及び調査委員会の委員等は、相談等に係る対応に当たっては、当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (不利益取扱いの禁止)</p> <p>第16条 総長、<u>担当理事</u>、部局の長、監督者その他の教職員は、相談等、相談等に係る調査への協力その他ハラスメントの排除、ハラスメントに起因する問題への対処等に関し、相当な対応をした教職員及び学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。 (関係者に対する規定の準用)</p> <p>第17条 (略) (事案の検証)</p> <p>第18条 <u>担当理事</u>は、京都大学人権委員会にハラスメント事案に係る検証を求め、ハラスメントの防止等に関し、その充実に努めるものとする。 (実施規定)</p> <p>第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程</b> (平成18年達示第68号)</p> <p>(前 略) (総括者)</p> <p>第3条 本学における研究活動上の不正行為の防止等に関しては、<u>研究を担当する理事</u>(以下「<u>担当理事</u>」という。)が総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、関係の理事等と連携して厳正かつ適切に対応する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程</b> (平成19年達示第76号)</p> <p>(前 略) (総括者)</p> <p>第3条 本学における利益相反行為の防止等に関しては、総長が総括する。</p> <p>2 産官学連携本部長は、教職員等の産官学連携活</p>	<p>の報告を受けた<u>担当副学長</u>は、部局におけるハラスメントに起因する問題の調査が困難であると認めるときは、調査委員会を設置して調査を行わせる。</p> <p>2 前項の調査委員会は、京都大学人権委員会委員若干名及び<u>担当副学長</u>が指名する者により組織する。</p> <p>3 <u>担当副学長</u>は、第1項の規定による調査を行うときは、関係部局の長にあらかじめその旨を通知する。</p> <p>4～5 (同 左)</p> <p>第14条 <u>担当副学長</u>は、前条の調査の結果を踏まえて、当該関係部局の長と連携して必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 第12条第3項の規定は、<u>担当副学長</u>の場合に準用する。この場合において、「部局の長」とあるのは「<u>担当副学長</u>」と、「講じる」とあるのは「講じることを当該部局の長に要請する」と読み替えるものとする。 (秘密の保持等)</p> <p>第15条 <u>担当副学長</u>、部局の長、相談員並びに部局の人権委員会及び調査委員会の委員等は、相談等に係る対応に当たっては、当事者及びこれに関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (不利益取扱いの禁止)</p> <p>第16条 総長、<u>担当副学長</u>、部局の長、監督者その他の教職員は、相談等、相談等に係る調査への協力その他ハラスメントの排除、ハラスメントに起因する問題への対処等に関し、相当な対応をした教職員及び学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。 (関係者に対する規定の準用)</p> <p>第17条 (同 左) (事案の検証)</p> <p>第18条 <u>担当副学長</u>は、京都大学人権委員会にハラスメント事案に係る検証を求め、ハラスメントの防止等に関し、その充実に努めるものとする。 (実施規定)</p> <p>第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、<u>担当副学長</u>が定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程</b> (平成18年達示第68号)</p> <p>(総括者)</p> <p>第3条 本学における研究活動上の不正行為の防止等に関しては、<u>研究担当の理事</u>(以下「<u>担当理事</u>」という。)が総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、関係の理事等と連携して厳正かつ適切に対応する。</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程</b> (平成19年達示第76号)</p> <p>(総括者)</p> <p>第3条 } 2 } (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>動における利益相反行為の防止等に関し、前項の職務を補佐する。</p> <p>3 人事担当の理事は、兼業活動における利益相反行為の防止等に関し、第1項の職務を補佐する。 (中 略) (組織)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 人事担当の理事 (2) 産官学連携本部長 (3) 部局の長 若干名 (4) 学外の有識者 若干名 (5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～3 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程</b> (平成19年達示第62号)</p> <p>(前 略) (責任と権限)</p> <p>第4条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者及び部局管理責任者を置く。 (1) (略) (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限をもつものとし、<u>研究を担当する理事</u>をもって充てる。 (3) 副統括管理責任者は、統括管理責任者を補佐するものとし、<u>財務を担当する理事</u>をもって充てる。 (4)～(5) } (略) (資金執行上の責任)</p> <p>第5条 2 (組織体制)</p> <p>第6条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に競争的資金等の不正防止計画推進室(以下「不正防止計画推進室」という。)を設置する。 2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。 (1) 統括管理責任者(不正防止計画推進室長) (2) 副統括管理責任者(不正防止計画推進室の副室長) (3) <u>総務を担当する理事</u> (4) <u>法務を担当する理事</u> (5) 研究国際部長 (6) 財務部長 (7) 総務部長 (8) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員 (9) その他、最高管理責任者が必要に応じて指名する専門的知識を有する学外者</p> <p>3 (1)～(4) } (略)</p> <p>4 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学危機管理規程</b> (平成23年達示第64号)</p> <p>(前 略) (定義)</p>	<p>(同 左)</p> <p>3 <u>総務担当の理事</u>は、兼業活動における利益相反行為の防止等に関し、第1項の職務を補佐する。 (組織)</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>(1) <u>総務担当の理事</u> (2) } (同 左) (3) (4) (5)</p> <p>2～3</p> <p>(責任と権限)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>(1) (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限をもつものとし、<u>研究担当の理事</u>をもって充てる。 (3) 副統括管理責任者は、統括管理責任者を補佐するものとし、<u>財務担当の理事</u>をもって充てる。</p> <p>(4)～(5) } (同 左) (資金執行上の責任)</p> <p>第5条 2 (組織体制)</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>2 (1) (2)</p> <p>(3) <u>総務担当の理事</u> (4) <u>法務・コンプライアンス担当の副学長</u> (5) } (同 左) (6) (7) (8) (9)</p> <p>3 (1)～(4)</p> <p>4</p> <p>(定義)</p>



改 正 前	改 正 後												
<p>第3条 (略) (1)～(6) (7) <u>理事等</u> 理事、環境安全保健機構長及び情報環境機構長をいう。 (総長等の責務)</p> <p>第4条 (略) 2 <u>理事等</u>は、総長を補佐し、それぞれの掌理する業務に関わる危機管理体制の充実を図るものとする。 3 部局の長(事務本部にあっては、総務担当の理事。以下同じ。)は、当該部局における危機管理を統括し、危機管理体制の充実を図るものとする。</p> <p>4 (略) 5 (危機管理担当理事)</p> <p>第5条 総長は、<u>理事のうちから危機管理を担当する理事</u>(以下「<u>担当理事</u>」という。)を指名するものとする。 2 <u>担当理事</u>は、他の理事等と危機管理に関する措置について必要な調整を行うとともに、危機管理基本計画の策定その他全学の危機管理体制の整備を行うものとする。 3 <u>担当理事</u>に事故があるときは、理事のうちからあらかじめ総長が指名する者が、その職務を代行するものとする。 (危機管理委員会)</p> <p>第6条 本学に危機管理に関する重要事項を審議するため、<u>危機管理委員会</u>(以下「<u>委員会</u>」という。)を置く。 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>担当理事</u> (2) <u>総長が指名する理事</u> 若干名 (3) <u>環境安全保健機構長及び情報環境機構長</u> (4) <u>研究科長、研究所長及びセンター長</u> 若干名 (5) <u>総務部長</u> (6) <u>その他総長が必要と認める者</u> 若干名 3 前項第4号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。 4 第2項第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする</p> <p>第7条 委員会に委員長を置き、<u>担当理事</u>をもって充てる。 2～3 (略) 4 前3項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が定める。 (中 略) (対策本部の構成等)</p> <p>第10条 対策本部は、危機レベルに応じて次の各号に掲げる構成とする。 (1) 危機レベルが2の場合</p>	<p>第3条 (同 左) (1)～(6) (総長等の責務)</p> <p>第4条 (同 左) 2 <u>理事</u>は、総長を補佐し、それぞれの掌理する業務に関わる危機管理体制の充実を図るものとする。 3 部局の長(事務本部にあっては、<u>事務総括担当の副理事</u>。以下同じ。)は、当該部局における危機管理を統括し、危機管理体制の充実を図るものとする。</p> <p>4 (同 左) 5 (危機管理担当理事等)</p> <p>第5条 総長は、<u>理事又は副学長のうちから危機管理を担当する理事又は副学長</u>(以下「<u>担当理事等</u>」という。)を指名するものとする。 2 <u>担当理事等</u>は、他の理事又は副学長と危機管理に関する措置について必要な調整を行うとともに、危機管理基本計画の策定その他全学の危機管理体制の整備を行うものとする。 3 <u>担当理事等</u>に事故があるときは、<u>理事又は副学長のうちから</u>あらかじめ総長が指名する者が、その職務を代行するものとする。 (危機管理委員会)</p> <p>第6条 (同 左) 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>担当理事等</u> (2) <u>理事又は副学長のうちから総長が指名する者</u> 若干名 (3) (同 左) (4) (同 左) (5) (同 左)</p> <p>3 前項第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。 4 第2項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする</p> <p>第7条 委員会に委員長を置き、<u>担当理事等</u>をもって充てる。 2～3 (同 左) 4 前3項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、<u>担当理事等</u>が定める。 (対策本部の構成等)</p> <p>第10条 (同 左) (1) (同 左)</p>												
<table border="1"> <tr> <td>本部長</td> <td><u>担当理事</u></td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>危機に関係する理事及び副本部長が指名する部局の長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>危機に関係する部局及び事務本部の職員のうちから本部長が指名する者</td> </tr> </table>	本部長	<u>担当理事</u>	副本部長	危機に関係する理事及び副本部長が指名する部局の長	本部員	危機に関係する部局及び事務本部の職員のうちから本部長が指名する者	<table border="1"> <tr> <td>本部長</td> <td><u>担当理事等</u></td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>危機に関係する理事及び副学長並びに本部長が指名する部局の長</td> </tr> <tr> <td>(同 左)</td> <td>(同 左)</td> </tr> </table>	本部長	<u>担当理事等</u>	副本部長	危機に関係する理事及び副学長並びに本部長が指名する部局の長	(同 左)	(同 左)
本部長	<u>担当理事</u>												
副本部長	危機に関係する理事及び副本部長が指名する部局の長												
本部員	危機に関係する部局及び事務本部の職員のうちから本部長が指名する者												
本部長	<u>担当理事等</u>												
副本部長	危機に関係する理事及び副学長並びに本部長が指名する部局の長												
(同 左)	(同 左)												

改 正 前		改 正 後	
(2) 危機レベルが3の場合		(2) (同 左)	
本部長	総長	(同 左)	(同 左)
統括副本部長	担当理事	統括副本部長	担当理事等
副本部長	理事(担当理事を除く。)及び本部長が指名する部局の長	副本部長	理事及び副学長(担当理事等を除く。)並びに本部長が指名する部局の長
本部員	危機に関する部局及び事務本部の職員のうちから本部長が指名する者	(同 左)	(同 左)
(後 略)		附 則 この規程は、平成24年10月1日から施行する。	